

# 2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務になりました。

## 改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。今回新たに導入されるストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。（平成27年12月1日施行）

## ストレスチェックの実施

常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務になります。

## 高ストレス者への対応

本人の申し出により、事業者は高ストレス者に対応する義務が発生します。  
その際、厚生労働省は面接指導を実施する医師としては、事業場の産業医を推奨しています。

## 個人情報の取り扱いについて

ストレスチェックに関する個人情報は適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。  
ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供いたしません。

詳細は厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/kouhousanpo/>をご覧ください  
(ストレスチェックのページ)

## お問い合わせ窓口

**GHL** 一般財団法人 総合保健センター

〒505-0046 岐阜県美濃加茂市西町7丁目169番地

健康診断業務部

TEL : 0574-25-5324